

(財)財務会計基準機構会員



**JASDAQ**

平成 21 年 3 月 16 日

各 位

会社名 国際放映株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新江 幸生  
(JASDAQ・コード 9604)  
問合せ先  
役職・氏名 代表取締役常務 柴田 徹  
電話 03-3749-7213

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 4 月 28 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が施行されたことに伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の節減を図るため、公告方法をインターネットによる当社ホームページ上への掲出(電子公告)に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 4 月 28 日(火曜日)  
定款の効力発生日 平成 21 年 4 月 28 日(火曜日)

(別紙)

(下線\_\_は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式数」という。）を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株式又は新株予約権に関する事務及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式数」という。）を有する株主は、その有する単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株式又は新株予約権に関する事務及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>第 12 条～第 48 条</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>第 11 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

以上